

令和7年(ワ)第31937号 損害賠償請求事件

原告 紀藤正樹

被告 株式会社飛鳥新社 外5名

答 弁 書

令和7年12月18日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1D係 御中

〒102-0083

東京都千代田区麴町4丁目3番地

麴町MKビル5階

福本総合法律事務所（送達場所）

電話 03-5212-2223 FAX 03-5212-2224

被告ら訴訟代理人

弁護士 福 本 修 也

弁護士 山 地 博 貴

〒105-0002

東京都港区愛宕1丁目3番4号

愛宕東洋ビル5階

芝綜合法律事務所

電話 03-5425-2911 FAX 03-5425-2912

同訴訟代理人

弁護士 照 井 国 典

記

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

追って認否，反論する。

第3 今後の進行について

第1回口頭弁論期日は、擬制陳述とされたい。

以上